

平成26年10月31日

個人の市民税・県民税に係る配当控除の誤算定について

個人の市民税・県民税に係る配当控除の算定方法の一部に誤りがあったことが判明いたしました。

納税者の皆さまにご迷惑をおかけし、市税業務への信頼を損ねることになったことにつきまして深くお詫び申し上げます。

今後はこのようなことが起こらないようより一層適正な事務執行に努めてまいります。

1 概要

平成28年1月に稼働予定の新税システム開発中に、現行システムの配当控除計算プログラムの一部に誤りがあることが判明しました。

配当控除の控除率は合計課税所得金額が1千万円を超えると、超えた部分の控除率が変わりますが、現在の計算プログラム上で見つかった誤りは、下記の2点です。

- (1) 合計課税所得金額が配当所得金額より小さい場合、配当控除の控除率を適用するにあたり、合計課税所得金額の1千万円超の部分の算定が誤っている。

(関連条文：地方税法附則第5条第1項及び第3項)

- (2) 合計課税所得金額は、分離課税配当所得金額を含めて算出すべきところを、これを含めずに算出している。

(関連条文：地方税法附則第33条の2第3項第4号及び同条第7項第4号)

結果として(1)の場合は、税額が過大に、また(2)の場合は、過少となりました。

2 対象となる方

平成22年度から26年度までの納税者のうち、下記に該当する方

合計課税所得金額及び配当所得金額が1,000万円を超え、かつ、
合計課税所得金額が配当所得金額より小さい方(上記(1)の対象者)

配当控除額が増加するため、市県民税額は減額となります。

対象者数 13名

減額合計 1,304,440円(本税)

平成 24 年度から 26 年度までの納税者のうち、下記に該当する方

合計課税所得金額が 1,000 万円を超え、かつ、
総合課税分配当所得金額及び分離課税配当所得金額がある方（上記（2）の対象者）
配当控除額が減少するため、市県民税額は増額となります。

対象者数	5 名
増額合計	30,800 円(本税)

3 対応状況

職員がすべての対象者にご連絡のうえ、課税誤りのお詫びと内容についてご説明をいたしました。

今後、対象者にお詫びの文書と法令に基づき訂正後の納税通知書(税額が増額となる方)又は還付通知書(税額が減額となる方)を 11 月下旬までに順次お送りいたします（一部の方については、既に送付済みです）。

4 再発防止

今回の原因となった計算プログラムの改修作業を実施しました。その他のプログラムについても、賦課データの検証作業を実施します。

また、複数職員によるチェックの徹底など再発防止に取り組んでまいります。